

僧 伝 小 考 二 題

加 藤 正 俊

一 徹翁義亨の参禅の師

徹翁義亨（一二九五～一三六九）の伝記としては、大徳寺第十七世大模宗範下の春作禅興が、応永三十二年（二四二五）に編述した『徹翁行状』一種があり、「統群書類従」九・下、「大正蔵経」八一～一、並びに『龍宝五祖伝』等に収録されている。

しかし、この『行状』には矛盾する記述が多く、また徹翁の伝を研究する史家も、この矛盾する史実の究明を抛擲したまま今日に至っている。本稿はこの史実の矛盾を解決するための一つの試案である。

徹翁の『行状』によると、徹翁は山陰道の出雲の国の生まれ。遷化の年の応安二年（一三六九）から世寿七十五歳を逆算すると、およそ永仁三年（一二九五）の出生となる。俗姓は宇多源氏。六歳（正安二年、一三〇〇）より此の事有ることを聞き、直に万法の根源を究めんことを志した。十九歳（正和二年、一三三三）にして出家、錫を振って東上、建仁寺の鏡堂覚円（一二四四～一三〇六）を礼して、以て師と為す、とある。ここでわれわれは徹翁の行状の最初の矛盾に逢着する。

『延宝伝燈録』の鏡堂寛円の伝によると、鏡堂が建仁寺第十六世住持となるのは正安二年（一三〇〇）のことであり、嘉元四年（一三〇六）の九月二十六日、建仁寺住持のまままで示寂している。故に鏡堂の建仁住山の期間は、正安二年より嘉元四年までの七年間となる。徹翁の『行状』によれば、徹翁の出家は十九歳（一三二三）のことであり、それ以後東上して建仁寺の鏡堂に参することになるはずであるが、鏡堂は先述の如く嘉元四年（一三〇六）の九月に遷化しているから、徹翁の出家は鏡堂の寂後七年目に当り、若し徹翁の『行状』が正しければ、徹翁の鏡堂への参禅はあり得ないことになる。

ついで『行状』では徹翁が法兄に対して「天下方今真の善知識ありや」と質問し、法兄より「関東ならば仏国禪師、京師なれば大光国師」との返答を得て、即日大光に参じたところ。仏国禪師は高峰顕日（一二四一〜一三一六）であるが、大光国師には当時普照大光国師と仏燈大光国師の二師があり、どちらの大光国師に参じたのか確とした定説はない。

卍元師蛮は『延宝伝燈録』の徹翁の伝では普照大光国師、即ち通翁鏡円（二五八〜一三二五）とし、通翁順世の後、引き続き宗峰妙超に参じたとする。しかし『徹翁行状』では「国師（宗峰妙超）時栖止于東山雲居」として、この時宗峰は東山雲居寺に長養中とする。通翁の示寂は正中二年（一三二五、閏正月二十七日）のことであり、宗峰の雲居寺での聖胎長養は、延慶二年（一三〇九）からおよそ正和四年（一三一五）頃までの間とされるから、通翁示寂の正中二年後に、徹翁が雲居滞留中の宗峰に参することは不可能となる。

もうひとりの大光国師は、仏燈大光国師約翁徳儉（一二四五〜一三二〇）である。『仏燈国師約翁和尚無相之塔銘』（以後『塔銘』と略称する）によると、約翁は永仁四年（一二九六）鎌倉に長勝寺を開創、ついで同地の東勝寺、禪興寺、淨妙寺を歴住し、嘉元四年（一三〇六）暮命により上京、建仁寺に住山。延慶二年（一三〇九）八月には建仁寺を退いて鎌倉に帰休、翌延慶三年二月八日建長寺に入寺。その後の文保二年（一三一八）、後宇多上皇の命によって南禅寺に入寺、二年後の元応二年（一三二〇）、南禅住山中に遷化した。

徹翁が参じたのは京師の大光国師であるから、大光が若し約翁とすれば、約翁の建仁住山中（二三〇六〜九）か、若しくは南禅住山中（二三二八〜二〇）に参じたことになる。しかし約翁の建仁住山中はまだ徹翁は出家以前であり、出雲に在って上京してはいないし、一方南禅住山中の約翁に参禅したとしても、その後徹翁は雲居寺滞留中（二三〇九〜一五）の宗峰には参ずることが不可能となる。この辺で従来の史家は大光国師の穿鑿をあきらめて、単に大光国師と呼ぶことに終始し、問題の解決を先き送りしている。徹翁の『行状』をもう一度読み直してみよう。

徹翁が一番最初入門した参禅の師は鏡堂覚円とされるが、これが果して史実であるかどうかということ。おそらくこのことは史実と信じてよいであろう。鏡堂剃度の弟子に無雲義天、寿峰義登等があり、鏡堂下の列系字が義の字であることが知られているので、徹翁が鏡堂の会下にあつて義亨と安名されたということは、鏡堂剃度の弟子である何よりの証拠となる。勿論徹翁十九歳（二三二三）出家後の鏡堂への参禅は先述の如くあり得ないが、鏡堂建仁住山中の正安二年（一三〇〇）から嘉元四年（一三〇六）の間ならば、師事することは可能である。即ち徹翁六歳から十二歳までの間ということになる。徹翁は六歳にして既に此の事あることを聞いて、直に万法の根源を究めんと志した程の器量の人物である。十九歳の出家はいささか遅きに失する感がしなくてもない。むしろ徹翁六歳から十二歳までの間の鏡堂への参禅の方が、より妥当するようにも思われる。この辺の事情を勘案したのか、卍元師蛮の『延宝伝燈録』の徹翁の伝では、「甫六載早志菩提。投建仁鏡堂円。十九剃具」として、十九歳以前に鏡堂に参ぜしめる記述となつている（駒沢の『禅学大辞典』の記述もこの説によつてゐる）。

一方『天沢東胤録』の徹翁伝では、鏡堂覚円に就いた後、「大光国師」に参禅する記述を省いてしまつて、直ちに宗峰妙超に参ずることにしてゐる。

筆者は先きに『禅文化』一七一号の拙論「関山に慧眼の諱を与えた禅匠」の中で、関山、無因、日峰、雪江らの仏門に投じた禅僧の最初の年齢をおよそ九歳頃として、九歳が童行として、あるいは沙弥として禅寺の生活に耐え得る

一般的な年齢であろうと論述したが、ここでも仮りに徹翁の出家を九歳と想定してみるとどうなるか、以下にみてみよう。

徹翁の九歳は嘉元元年（一三〇三）に当る。建仁寺には既に正安二年（一三〇〇）に入寺した鏡堂が住山中であり、出雲から上洛した徹翁が鏡堂門下に掛搭することに何の支障もないことになる。かくて徹翁の修行の日々が始まることになる。しかしそれより三年後の嘉元四年（一三〇六）九月二十六日、鏡堂は建仁寺で示寂する。世寿六十三歳。徹翁は十二歳となっていたが、若くして受業師を失い今後自分の就くべき参禅の師について思い悩むこともあったろう。それが『徹翁行状』に見える以下の如き問答となつてあらわれたと思われる。

「一日謂其法兄曰、天下方今有真善知識否。曰、有。曰、誰。曰、関東仏国禅師、京師大光国師。即日往参大光。」

この大光国師は、鏡堂示寂後幕命によつて建仁寺第十七世となつた、約翁徳儉（仏燈大光国師）その人である。徳治元年（一三〇六）、十二月十四日で嘉元四年が徳治と改元される。十二月三十日入院。徹翁が鏡堂覚円の後継住持たる約翁徳儉に参ずることに、何らの支障も生じない。ごく自然のなりゆきであろう。その約翁に参じた徹翁が一時出雲に帰郷したか、あるいは行脚の旅に出ることがあつたのか、しばらく建仁寺に不在であつた。『徹翁行状』によると、「逮于再参。恰値大光適異国而不在。到門看嘆曰。我福縁淺薄。不及再見。」とある。先述した如く約翁の『塔銘』によれば、約翁は延慶二年（一三〇九）八月、建仁寺を退いて関東に帰休、翌春鎌倉の建長寺に住山している。若し徹翁が延慶二年八月以前に建仁寺を下山し、九月以降に再参したとするならば、「大光適異国而不在」ということもあり得ることになり、『徹翁行状』の記述と何ら矛盾するところは無くなる。

延慶二年九月以降、約翁と再見不能となつた徹翁（当時十五歳）は、「我福縁淺薄」と自分の不幸を慨くが、「時有異僧。

指教見大燈国師。国師時栖止于東山雲居」とあり、当時雲居寺に滞在中の宗峰妙超（大燈国師）に参することになり、ここに於いて徹翁の大成が約束されることになる。

要するに、『徹翁行状』の年十九にして出家するという記述を、年九歳にして出家すると改めるだけで、『行状』のすべての矛盾が一挙に氷釈し、『行状』は見事に整合性をとりもどすことになる。おそらく春作禅興が行状編述の時、出家の年齢を九歳とすべきところを、誤って十九歳と記述したのか、あるいは写本の伝写の過程、出版の過程で写し誤ったかのどちらかであろう。

二 滅宗宗興と無因宗因は同族か

尾張一宮妙興寺開創者の滅宗宗興（二三一〇〜八二）と、妙心寺第四世無因宗因（二三二六〜一四一〇）を同族の出身者とする説が広く行われているが、果たして同族であったかという設問である。

滅宗の伝記としては、滅宗寂後七十一年の享徳二年（一四五三）七月十一日、滅宗法孫の無隠徳吾によって編述された『妙興開山田光大照禪師行状』（『続群書類従』五・下）がある。同書によると滅宗は、「尾州中島郡人。其先嵯峨天皇第十二子河原院也。以延慶三年庚戌歳生於源氏」と見える。即ち嵯峨天皇第十二子の河原院（左大臣源融）の末裔に当る嵯峨源氏に属する人とされる。この嵯峨源氏の末流が、おそらく平安末期ごろまでに尾張國中島郡に土着し、地名をとって中島氏を称するようになったとする説である。

一方中島氏については『日本地名大系』二三では天平六年（七三四）中島氏の祖とみられる郡司中島連東人（『尾張国正税帳』）以来、中島氏はここを本拠とし、在庁官人として国府において地方行政を担っていたとみる説もある。

承久の乱の時、中島氏は朝廷側となったので、鎌倉幕府に所領を没収されたが、その後愁訴に及んで返還された。

当時の中島氏の当主は中島宣長と伝えられる。『吾妻鏡』によれば、延応元年（一二三九）九月に屋敷田畑を返されてい

る。
鎌倉末期には中島氏は大介職として惣領家の地位を築き、居館や広大な耕地を所領した。尾張の国衙領の名主職をつとめた尾張氏の一族、尾張宣俊が、延慶二年（一三〇九）と正和三年（一三一四）の二度にわたって、中島郡長谷村にある所領を、中島又三郎秀宣というものに譲ったり、あるいは売りわたしたりしている（『一宮市史・資料編五』七・九号）が、まさにその頃、延慶三年（一二三〇）、滅宗の『行状』によると、尾張国中島郡中島村の城主中島藏人の子として、滅宗は生誕している。

滅宗の父の友人に大応国師南浦紹明の法嗣の柏庵宗意があった。滅宗が母の胎中に宿ったことを知った父は、若し男児が生まれたならば柏庵の弟子にしようと申出た。ところが柏庵は自分の弟子にすることは辞退し、自分の師匠の南浦紹明の弟子にしようと答えた。しかし南浦は延慶二年（一三〇九）十二月二十九日示寂しているので、滅宗の生誕は南浦示寂後となる。

やがて成長した滅宗は建長寺の天源庵（南浦の塔所の柏庵宗意のもとに到り、滅宗の父と柏庵との約束を語りその門に入らんことを乞い、柏庵は一見してこれを器許した。滅宗は天源庵に在って柏庵に随侍すること数年、改めて籍を建長寺に掛けた。柏庵は多年秘蔵護持した南浦の頂相を、滅宗との宿契浅からずとして滅宗に与えた。南浦の頂相を得て滅宗は日夜炷拝し、一日遂に南浦の頂相の前で嗣法の香を焚いて、南浦の法を嗣ぐ意を表明し、柏庵もそのことを肯がった。所謂遙拝嗣法、拝塔嗣法の類に当る。

その後滅宗は郷里へ帰り、貞和四年（一三四八）三十九歳より妙興寺の開創に着手する。中島氏一族（中島正介長利、新藏人祐俊、重松源藏人、僧宗竺等）もあげて妙興寺の開創に力を寄せる。工事は貞治四年（一三六五）にまで及び、実に前後十八年の歳月を要している。滅宗は五十七歳に達していた。開創着手より五年後の文和二年（一三五三）に作成された

寺領坪付注文(『宮市史・資料編五』七二号)、並に工事完了後二十余年を経た嘉慶二年(一三八八)の寺領注文(『資料編五』一八一号)等によると、中島氏一族で合せて八十八町九段余の寺領を寄進している。これは妙興寺領全体の二十六%に当る。

一方妙興寺開創に先きだつ貞和三年、妙興寺の敷地となる中島郡妙興寺保(妙興寺開創以前に存在し(実体不明)、滅亡した旧妙興寺の遺跡とされる)の地三十三町余が、地頭荒尾宗頭より滅宗に寄進され、まず開創の基盤が定まり、ついで開創の工事が緒につくが、荒尾宗頭、同春隆父子の所領寄進は、滅宗出身の中島氏一族より遙かに上まわり、以後三十年間に荒尾氏から寄せられた所領は、寄進・売却を併せて最終的に妙興寺領の約六割にも及ぶ二百七町五段余にのぼっている。

荒尾氏は知多郡荒尾郷(現東海市)を本領とし、鎌倉幕府御家人の系譜をひく国人であり、鎌倉時代末期から中島郡内に若干の所領をもっていたことが知られる(『資料編五』十四号)。「太平記」卷三に、元弘の乱に六波羅方として戦った荒尾九郎、舎弟弥五郎の名が見えるが、この尾張の荒尾氏の一族であろうと推察されている。そのため建武政権下では所領没収の憂き目にあつたが、しかし足利政権成立に際しての軍功によるのであろう、十四世紀半ばには中島郡に散在する尾張国国衙領の中の十余の郷保地頭職を得ている。

この荒尾氏から無因宗因がでているのである。無因の伝は『正法山六祖伝』の無因の章が唯一のもので、雪江宗深下の東陽英朝が、明応五年(一四九六)に編述している。無因寂後八十六年のことである。その伝によると「師諱宗因。字無因。嗣授翁。尾州人。俗姓平氏荒尾族也。九歳時父携入洛。到東山建仁寺。投天潤庵然可翁室令侍奉。」とあり、無因は尾張の豪族荒尾氏の出身であることがわかる。嘉暦元年の出生であるが、建武元年(一三三四)九歳の時、父に携えられて上洛し、建仁寺天潤庵の可翁宗然(？一三四五、大応国師南浦紹明の法嗣)の室に投じている。中島氏出身の滅宗は、無因より十六歳年長(当時二十五歳)であるから、既に鎌倉の建長寺において修行中であつたと思われる。滅宗三

十九歳、尾張中島郡の中島村で妙興寺の創建にとりかかる。無因は二十三歳、まだ建仁寺に掛籍中であつた。

筆者がここで問題としたいのは、無因の伝に見える俗姓平氏ということである。荒尾氏が平氏であることは、『正法山六祖伝』の記述でのみ知り得る事実であるが、荒尾氏が平氏であるならば嵯峨源氏出身の中島氏とは同族ではない。若し中島氏が天平年間の記録による郡司中島連東人の後裔であつたとしても、荒尾氏と同族というのであれば平氏でなければならぬが、中島氏が源姓を称している例は『新編一宮市史』中にも頻出する。同族である証明が必要とならう。

荒尾氏も中島氏もともに妙興寺の開創につとめた妙興寺の大檀越ではあるが、同族ではないのではないか。なお無因を妙心寺第四世とするのは筆者の持説である。